

エリック・ブライシュ著／明戸隆浩他訳

『ヘイトスピーチ

—表現の自由はどこまで認められるか』

評者：榎 透

1

本書は、政治学者エリック・ブライシュ (Erik Bleich) が執筆した, *The Freedom to Be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism* の翻訳である。本書は、ヘイトスピーチ規制を積極的に進めるヨーロッパ諸国と、自由を重視しヘイトスピーチ規制に消極的なアメリカ合衆国の多くの実例を取り上げる。しかも、それは規制の単なる紹介と分析だけでなく、それぞれの規制の歴史的文脈の説明にも紙幅を割いている。これらの豊富な事例から、読者はヘイトスピーチ（厳密に言えば、人種差別団体規制や、人種差別規制、ヘイトクライム規制も含む）を取り巻く世界の情勢を的確に知ることができよう。近年、日本でもヘイトスピーチとされる問題が起り、それに対する規制の是非を巡り活発な議論が展開していることから、本書はまさにタイムリーな出版と言えよう。

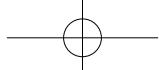
2

本書は4部構成である。まず「イントロダクション」では、「1 自由と反レイシズムを両立させるために」が収められている。ここで著者は、各国の例を駆使しながらヘイトスピーチ

規制を考察する上で、重要な2つの価値、すなわち「自由を守ること」と「レイシズムの悪影響を押さえ込むこと」の両極端に走ることのない、バランスの取れた解決方法を模索することを基本方針に据える。この方針の下で、本書は「I 表現の自由」「II 結社の自由と人種差別」「結論」の3部を配置する。

「I 表現の自由」は、ヘイトスピーチという、直接人々に向けられた「人種、エスニシティ、国籍および宗教を理由として、扇動、挑発、名誉毀損、侮辱、侮蔑、誹謗、中傷などの表現」に対する規制を扱う3つの章からなる。「2 ヨーロッパにおけるヘイトスピーチ規制の多様性」では、アメリカ合衆国と異なり、主に第2次世界大戦後、「ゆっくりとした歩み」でヘイトスピーチ規制を拡大してきた、ヨーロッパ諸国の実例が紹介される。著者によると、「侮辱」「中傷」を禁ずる法の内容が過剰なものに見える場合でも、その実際の適用は極端なものではないとされる。そしてヘイトスピーチ一般に対する規制の歩みは「すべり坂」ではなく、「自由絶対主義者」が懸念する自由な急速な侵害状況は生み出されていない。しかし、その例外として、著者はホロコースト否定の禁止法の急速な普及と、法の射程の急速な拡大をあげる（「3 ホロコースト否定とその極限」）。

これに対して、「4 アメリカは例外なのか？」では、アメリカ合衆国において言論の自由が重要な原則になっていることを確認した上で、1940年代から50年代にかけては「けんか言葉」や「集団に対する名誉毀損」が合衆国修正1条（言論の自由を保障する）の保障の外に置かれるなど言論規制の時代が存在したこと、そして、その後は十字架を焼くことを禁止する法律が最高裁判所によって違憲とされた例などを取り上げて、ヘイトスピーチが裁判所によって保護される状況になっていることが示され



る。つまり、アメリカではヘイトスピーチ規制について、1950年代くらいまではヨーロッパ諸国とほぼ同様の道を歩んだが、その後は違う道を歩んでいる。しかし、著者は今日において、「ヘイトスピーチに対するアメリカのほぼ無制限の保護は、見直されてもよい」と主張する。

「II 結社の自由と人種差別」は、ヘイトスピーチという言論の自由の領域ではないが、レイシズムの阻止という点からは重要な、人種差別と人種差別団体、ヘイトクライムの規制の問題を取り上げる2つの章からなる。「5 結社の自由と人種差別団体規制のジレンマ」では、結社の自由と反レイシズムとのバランスを考える上で3つの国が主に取り上げられる。それは、人種差別を理由とした結社の規制は事実上困難であるアメリカ、結社の自由が憲法上保障されつつも徐々に極右の組織を規制の対象としてきたベルギー、そして「戦闘的民主主義」（「戦う民主主義」）を採用し、それをレイシズムへの規制に拡大していったドイツである。著によれば、人種差別団体の規制は、自由を犠牲にするものではあるが、ベルギーとドイツの事例分析からは表現や結社の自由に対する深刻な萎縮効果を及ぼしているとは言えず、レイシズム抑制に効果をもたらしているのである。

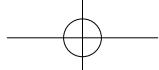
また、「6 人種差別とヘイトクライムを罰する」では、まず、アメリカがヘイトスピーチ規制に対する消極的姿勢とは異なり、1964年の公民権法の制定に見られるように人種差別に対して、また、「犯罪が人種的偏見によって動機づけられる」ヘイトクライムに対して、規制に積極的な様子が描かれる。著によれば、アメリカのこうした一貫性を欠くようにも思える姿勢は、「言論と行為の区別」という、修正1条の「アコロバティックな解釈」に基づく。しかし、意見・動機・行為の間を結びつける証拠となるのは、言明や、文書として書かれた言論

なのであるから、言論／行為二分法では明確な線を引くことは不可能であって、これに基づいて規制の是非を判断することは説得力を欠くとされる。これに対して、ヨーロッパ諸国では、イギリスなどを除き比較的遅かったものの、人種差別とヘイトクライムに対する法規制が発達してきた。著者によれば、このような「人種差別とヘイトクライムを罰することへ向かう潮流は、反レイシズムという価値が個別の自由を徐々に上回っていく」ことを示すものと言える。

最後に「結論」に収められている「7 どの程度の自由をレイシストに与えるべきなのか」では、それまでの議論をまとめつつ、「自由」と「レイシズムの抑制」という2つの価値のバランスの取り方には幅があると指摘する。著者によれば、このバランスを取るには原則の構築が必要であって、そのためには基本的に規制を前提としつつ、具体的な規制のあり方については各国の民主政の過程に委ねるべきである。

3

ヘイトスピーチは、「差別表現」「差別言論」「憎悪言論」と訳されるが、本書の理解では「人種、エスニシティ、国籍および宗教を理由として、扇動、挑発、名誉毀損、侮辱、侮蔑、誹謗、中傷などの表現」である。世界各国で問題となっているこの表現は、その「被害者」を傷つけ、または、社会に害をもたらすものと理解されうことから、それに対して規制をすべきだとの意見がある。その一方で、ヘイトスピーチも表現であることから、憲法で保障する表現の自由によって保障されるべきであって、安易な規制は許されないという意見もある。どちらも民主主義社会にとっては重要な意見であるだけに、両者のバランスをどう取るかは難しい。日本でも特に近年、その解決が目指される社会問題として強く意識されるに至った。このような



状況にあって、本書の読者は、ヘイトスピーチ規制に関する豊富な情報を得ることができ、ヘイトスピーチを規制すべきであるか否かといった問題について自己の見解を深めることができよう。3では、論すべき問題が多々あることは承知しつつも、評者が憲法学を専門としている関係で、表現の自由の観点から、本書の特徴とそれに関して読者が注意すべき点を記したい。

第1に、本書は、「自由」と「反レイシズム」との両立の必要性を唱え、両者のバランスを取るのはその国の民主的過程に委ねられるという立場に立つが、最初からヘイトスピーチ規制を是とする点に特徴がある。それゆえ、本書は差別根絶を目標とする人からは心強い書になるだろうが、表現の自由を重視する者からは異論も出されよう。表現の自由を重視する立場については、本書では十分な検討がなされていないと言えるからである。

「訳者解説」には、法学者が規制に消極的であると記されている。近年は、規制に積極的な論者もいるが、表現の自由を重視して規制に慎重な姿勢を示す研究者は多い。それは、表現の自由が民主主義にとって必要不可欠な自由だからであって、規制による民主主義のゆがみと萎縮効果とを危惧するからである。そのため、国家が表現の内容に基づいて規制を行う場合には通常、必要不可欠な理由が求められ、その規制の手段も必要最小限度のものでなければならないと考えられている。つまり、レイシズム抑止という理由ないし目的のために表現を規制する場合であっても、表現の自由を過度に侵害する規制手段は許されない。逆に言えば、レイシズム抑止という理由ないし目的で表現を規制する場合に、表現の自由を過度に侵害しない規制手段であれば憲法上許容される。したがって、「侮辱」「中傷」を禁ずるヘイトスピーチ規制法の内容が過剰なものに見える場合でも、著者が記

すように、その実際の適用は極端なものではないから、規制しても問題が無いということにはならない。国家が憲法上の自由に対して余計な規制をして良いはずはないのである。

また、著者は自由とレイシズムを巡る歴史の教訓から、第2次世界大戦以降、自由主義諸国はレイシズムを処罰する傾向にあり、国家のレイシズム制約による自由の制限は、「ゆっくりとした歩み」であって、自由主義者が危惧する「すべり坂」ではないことを強調する。各国を取り巻くその時々の状況に基づき、法の内容に変化が生じることは勿論である。しかし、ある一つの規制を認めたことによって、次々と類似の規制を認めてしまうという点に着目すれば、表現の自由を重視してヘイトスピーチ規制を危惧する者にとって、著者の主張は「すべり坂」とも言え、それは自由主義者が危惧する状況ではないのだろうか。例えば、日本国憲法によると、「陸海空軍その他の戦力」は保持できない。憲法学界の通説的理解に基づけば、自衛隊も憲法9条に違反する。しかし、現実は、自衛のための戦力を持たない→国土防衛のために自衛隊の設置→日米安保による自衛隊の業務範囲の拡大→国際貢献の名の下に自衛隊の海外での活動開始→集団的自衛権の容認に関する近時の議論、というように戦後約70年かけて自衛隊の役割が拡大してきた。自衛隊の活躍を願う者にとっては、この「ゆっくりとした歩み」は望ましいことであろう。しかし、通説的理解を良しとする者にとっては、憲法規範を損なう「すべり坂」ではないだろうか。「ゆっくりとした歩み」であるという理由で、憲法上の規定に対する制限が正当化されることにはならない。

第2の特徴は、本書が、『ヘイトスピーチ』というタイトルの下に、人種差別行為やヘイトクライムも取り上げて、反レイシズムのための政策のあり方を総合的に考察している点であ

る。これは、人種差別に取り組む方策を考える上では大切な視点である。反レイシズムが取り組むべき課題は、何もヘイトスピーチの問題だけではないからである。しかし、ヘイトスピーチと人種差別行為・ヘイトクライムとは、レイシズムの表れという共通した側面はあるがそもそもとは別概念である。別物であれば、対処の仕方も異なりうるので、区別されるべきである。この点、原題は『人種主義者になる自由?』であり、こちらの方が区別すべき概念を同一に論じるとの印象を適切に回避している。

とはいって、著者が考えるレイシズム抑止の観点からは、ヘイトスピーチと人種差別行為・ヘイトクライムとを区別すること自体、そして言論と行為を区別して理論構築を図ること自体が問題とされる。しかし、実定法を専門とする者からすれば、憲法が言論の自由を保障していることから、憲法が保障する「言論」とそうでない「行為」を区別することはきわめて重要である。確かに著者が言うように、この区別は明確でない部分もあるが、法解釈をする上では、憲法上の「言論」の自由がそもそもどのような範囲で保障されるのかを確定しなければならない。国家がヘイトスピーチという言論を規制すると内容中立性の点で問題を生じうるが、人種差別行為やヘイトクライムという行為については憲法上の「表現の自由」とは関係が無い。区別して理論を構築する方が生産的である。

それとの関連で、日本において、近年、ヘイトスピーチ規制に積極的な立場から、差別禁止法の制定を主張する人が存在する。しかし、ヘイトスピーチを禁止することと、包括的な差別禁止法を制定することとは同義では無い。ヘイトスピーチ規制に反対の立場に立っても、人種差別行為を禁止する内容の差別禁止法を模索することは当然にありうる。この点は「訳者解説」が主張している通りであろう。

4

従来、憲法学がヘイトスピーチと表現の自由との両立に頭を悩ましてきたのは、「人の属性に着目して、ある属性を共有する人々全体を一般的に誹謗し、あるいは特定の無能力と結びつける一連の表現」(棟居快行「差別的表現」『憲法の争点〔第3版〕』有斐閣、1999年、104頁)であった。この点、著者のヘイトスピーチの定義は、「誹謗」と「扇動」が混在し広範である。また、近年の京都朝鮮人学校事件では、被害を受けたのが特定の団体であることから、現行の業務威力業務妨害罪や名誉毀損罪等で対処された。つまり、特定の個人に対するものは勿論であるが、特定の団体に対するヘイトスピーチは、現行法で対処可能である。また、新大久保で起きた在日コリアンに対する人種差別的デモでは、確かに特定の団体をターゲットにしたものではないが、これに反対するデモが展開するなど、表現の自由が想定する対抗言論が機能していることを示している。著者によれば、ヘイトスピーチを規制するか否かは、民主政の過程により議論されるべきものであるが、その際に我々は異なる性格のものを「ヘイトスピーチ」として一緒にたにするべきではない。そうでなければ生産的な議論はできないであろう。自由とレイシズムの両立を目指すならば、きめ細やかなバランスの取り方を模索すべきである。本書は、分析が一面的な部分もあるが、豊富な実例とその分析から読書に模索のための多くのものを提供していると言えよう。

(エリック・ブライシュ著、明戸隆浩・池田和弘・河村賢・小宮友根・鶴見太郎・山本武秀訳『ヘイトスピーチ——表現の自由はどこまで認められるか』明石書店、2014年2月、349頁、2,800円+税)

(えのき・とおる 専修大学法学部教授)